

郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会

市長講話「郡山市の子育て施策について」

- ① 郡山市の児童数と待機児童の現状
- ② ベビーファースト運動への参画について
(こども部 重点施策2023)
- ③ 保育・幼児教育ビジョンについて
- ④ 国の「こども未来戦略方針」について

日時: 2023年7月25日(火) 16:00~
場所: 郡山ビューホテル

郡山市は全力で子育て応援中!

市民、事業者、市が一体となり、地域ぐるみで「子どもが安心して生まれ、育つまちづくり」を目指し、「誰一人取り残されない」SDGsの理念のもと、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない子育て施策の更なる充実に向けています。

郡山市はベビーファースト運動を推進しています

市民、事業者、市が一体となり、地域ぐるみで「子どもが安心して生まれ、育つまちづくり」を目指し、「誰一人取り残されない」SDGsの理念のもと、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない子育て施策の更なる充実に向けています。

多胎児・多子世帯の方の不安を解消します

多胎児・多子世帯の方の不安を解消します

郡山市こども部こども政策課
〒945-8001 福島県郡山市南一丁目23番7号 TEL:024-234-3801 <https://www.city.maebashi.lg.jp>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

◎日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

◎児童憲章

制定日：昭和26年5月5日

制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

【SDGs六法】

No one will be left behind ~ “誰一人取り残さない社会”の実現を目指して

○日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○会社更生法

(目的)

第一条 この法律は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の**利害**を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする。

○破産法

(目的)

第一条 この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

○民事再生法

(目的)

第一条 この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

○雇用保険法

(目的)

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○生活困窮者自立支援法

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

○生活保護法

(目的)

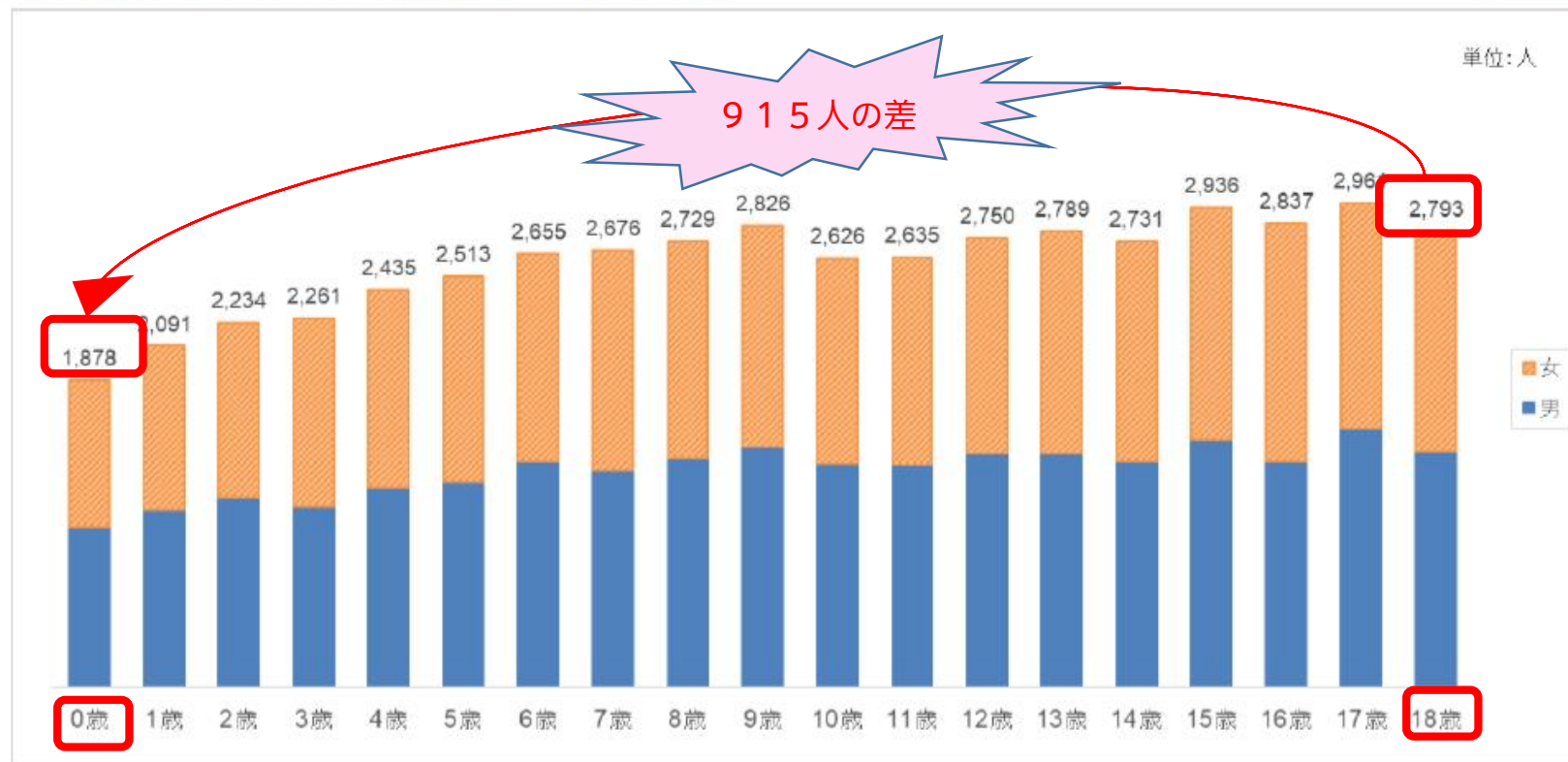
第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

① 郡山市の児童数と待機児童の現状

令和5(2023)年7月3日 市民部 市民課



郡山市内 0歳～18歳人口(令和5年7月1日現在)



出典:郡山市 市民部 市民課
令和5年7月1日現在 住民基本台帳人口

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
男女計	1,878	2,091	2,234	2,261	2,435	2,513	2,655	2,676	2,729	2,826	2,626	2,635	2,750	2,789	2,731	2,936	2,837	2,961	2,793	49,356
男	981	1,087	1,159	1,105	1,227	1,259	1,386	1,328	1,404	1,475	1,366	1,361	1,430	1,434	1,382	1,514	1,384	1,581	1,444	25,307
女	897	1,004	1,075	1,156	1,208	1,254	1,269	1,348	1,325	1,351	1,260	1,274	1,320	1,355	1,349	1,422	1,453	1,380	1,349	24,049

※「住民基本台帳人口」は住民基本台帳に登録されている人口であり、「現住人口」は直近の国勢調査の確定人口を基にして、毎月の住民基本台帳法に基づく届出(転入・転出・出生・死亡)の数を増減して得られた推計人口であるため、「住民基本台帳人口」と「現住人口」の数値は一致しません。

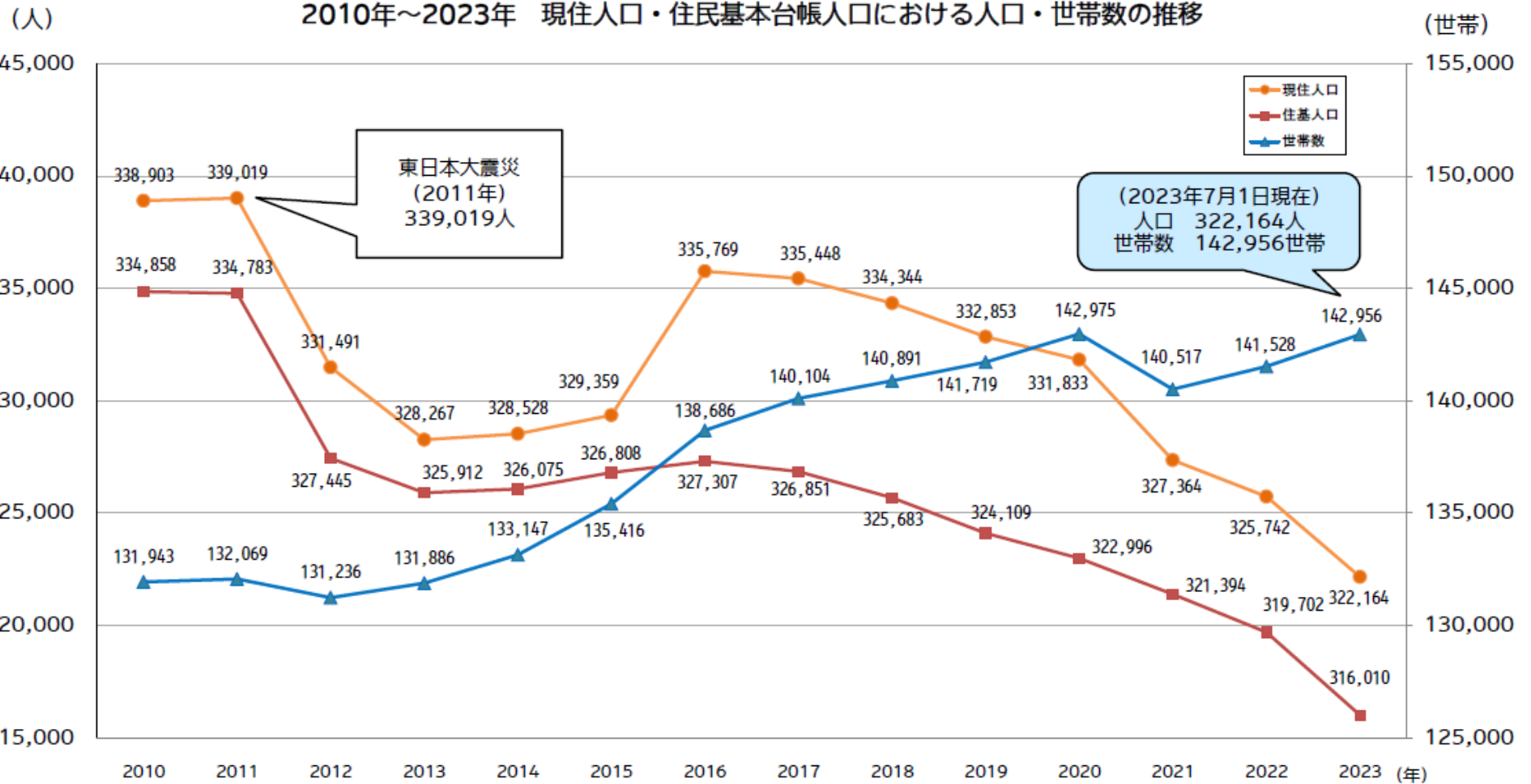
区分	世帯数	人口				社会動態(6月)						自然動態(6月)			前月差	前年同月差	婚姻届(6月)		人口密度 人/km ²
		前月差	計	男	女	転入 ①	転出 ②	転居(市内異動)			差引 増減 ①-② +③	出生	死亡	差引 増減			件数	前月差	
								入	出	差引 増減 ③									
総数	142,956	5	322,164	159,061	163,103	616	609	497	497	0	7	160	276	△ 116	△ 109	△ 2,386	89	△ 26	425.5
郡山	58,436	△ 35	122,909	59,817	63,092	264	260	134	182	△ 48	△ 44	57	94	△ 37	△ 81	△ 1,035	85	△ 24	3,631.0
富久山	17,502	37	37,825	18,860	18,965	96	74	61	51	10	32	24	29	△ 5	27	△ 123	1	0	2,284.4
安積	15,479	15	34,825	17,362	17,463	74	57	71	51	20	37	20	28	△ 8	29	△ 95	1	△ 2	1,998.0
大槻	12,806	△ 10	30,793	14,847	15,946	46	50	49	68	△ 19	△ 23	20	20	0	△ 23	△ 225	0	△ 1	1,882.2
富田	11,792	△ 7	26,360	13,099	13,261	47	52	72	51	21	16	18	25	△ 7	9	△ 85	0	△ 1	4,112.3
田村	8,098	19	17,838	9,677	8,161	33	22	36	26	10	21	3	11	△ 8	13	△ 134	0	0	194.4
喜久田	4,616	0	12,174	5,963	6,211	17	24	26	24	2	△ 5	6	9	△ 3	△ 8	△ 4	1	1	781.8
日和田	4,110	1	10,347	5,130	5,217	21	33	23	7	16	4	4	8	△ 4	0	△ 62	1	1	459.3
片平	2,090	△ 8	6,090	3,015	3,075	6	16	7	18	△ 11	△ 21	3	6	△ 3	△ 24	△ 101	0	0	324.6
熱海	1,735	△ 2	5,070	2,354	2,716	5	4	2	6	△ 4	△ 3	0	12	△ 12	△ 15	△ 112	0	0	33.5
中田	1,424	0	4,003	2,061	1,942	2	3	0	2	△ 2	△ 3	1	2	△ 1	△ 4	△ 118	0	0	72.5
西田	1,368	△ 2	3,987	2,010	1,977	4	5	2	3	△ 1	△ 2	3	6	△ 3	△ 5	4	0	0	146.1
三穂田	1,223	△ 1	3,822	1,871	1,951	1	2	8	4	4	3	0	10	△ 10	△ 7	△ 102	0	0	85.9
達瀬	1,218	△ 3	3,565	1,752	1,813	0	6	6	3	3	△ 3	1	8	△ 7	△ 10	△ 106	0	0	49.5
湖南	1,059	1	2,556	1,243	1,313	0	1	0	1	△ 1	△ 2	0	8	△ 8	△ 10	△ 88	0	0	15.2

※地域区分は令和2年国勢調査 小地域集計（人口等基本集計に関する集計）の町丁字別に基づく地域としています。
 ※婚姻届は郡山市各窓口における取扱数を集計しています。なお、後日公表する統計書等の数値とは異なる場合があります。
 ※前月差は住民基本台帳法に基づく届出等の集計値です。
 ※福島県で公表する福島県推計人口の数値とは異なる場合があります。
 ※速報値は後日公表する確定値とは異なる場合があります。

○世帯数は全体で5世帯の増加となった。
 ○人口は社会動態では増加(+7人)したが、自然動態では減少(-116人)し、全体で109人の減少となった。

現住人口について

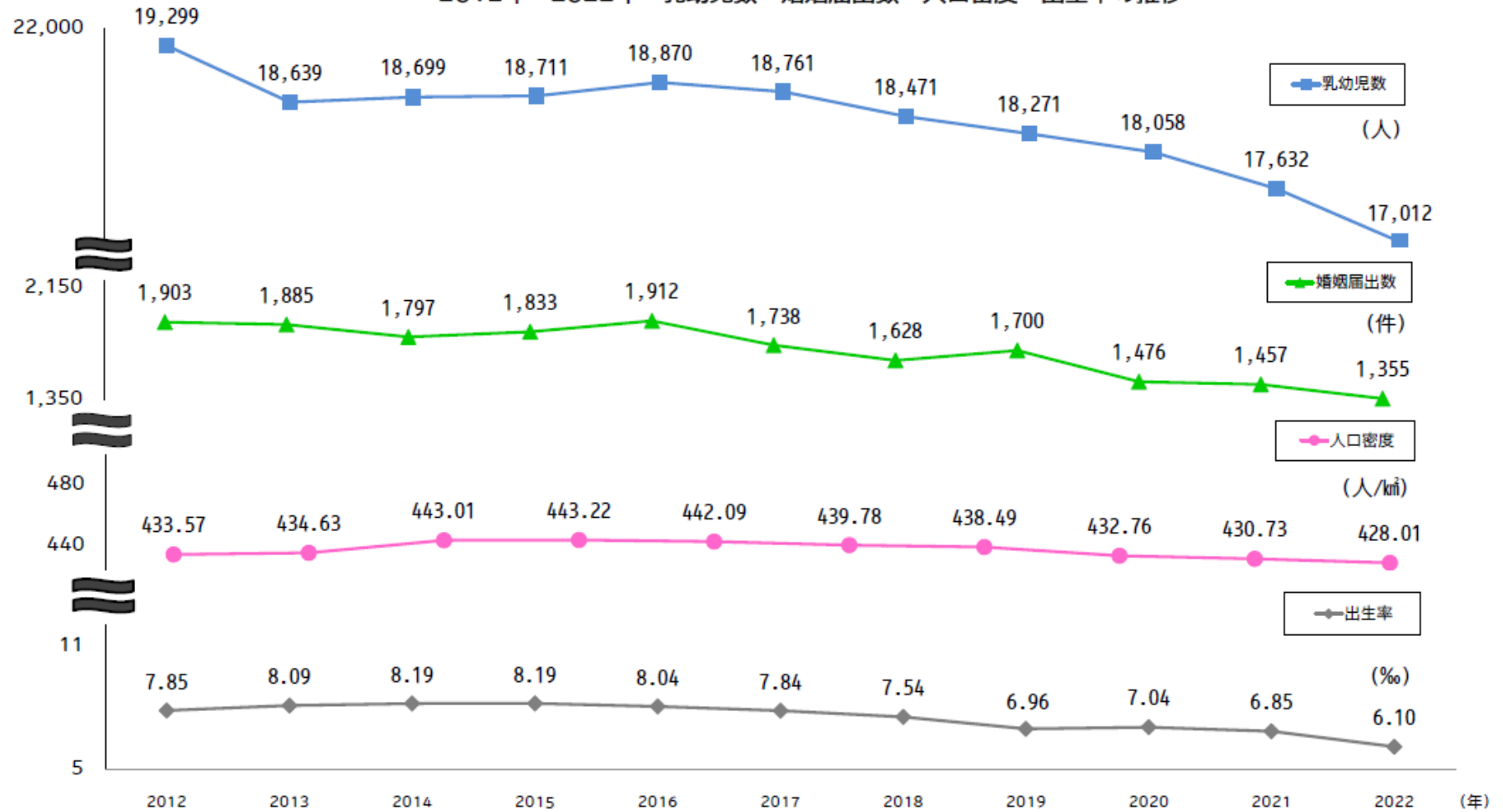
この人口は、令和2(2020)年10月1日に行われた国勢調査（確報値）の人口を基にして、市内に居住する人口を毎月の届出による転入・転出・出生・死亡を加減して地区別に表したものです。また、この人口には市内に居住する外国人も含まれています。



住民基本台帳人口：住民基本台帳に記載されている人数
 現住人口：(2020年国勢調査の人口)+(毎月の転入・転出・出生・死亡の届出数)
 世帯数：(2020年国勢調査の世帯数)+(住民基本台帳に基づく世帯数の月毎の増減)

出典：郡山市現住人口、郡山市統計書
 各年1月1日現在 (2023年現住人口及び住民基本台帳人口は指定月1日現在)
 (住民基本台帳人口は2013年から外国人含む)

2012年～2022年 乳幼児数・婚姻届出数・人口密度・出生率の推移



【乳幼児数(人)】 毎年3月31日現在(出典:住民基本台帳)

【婚姻届出数(件)】 毎年12月31日現在(出典:郡山市統計書)

【人口密度(人/km²)】 毎年10月1日現在(出典:郡山市統計書)

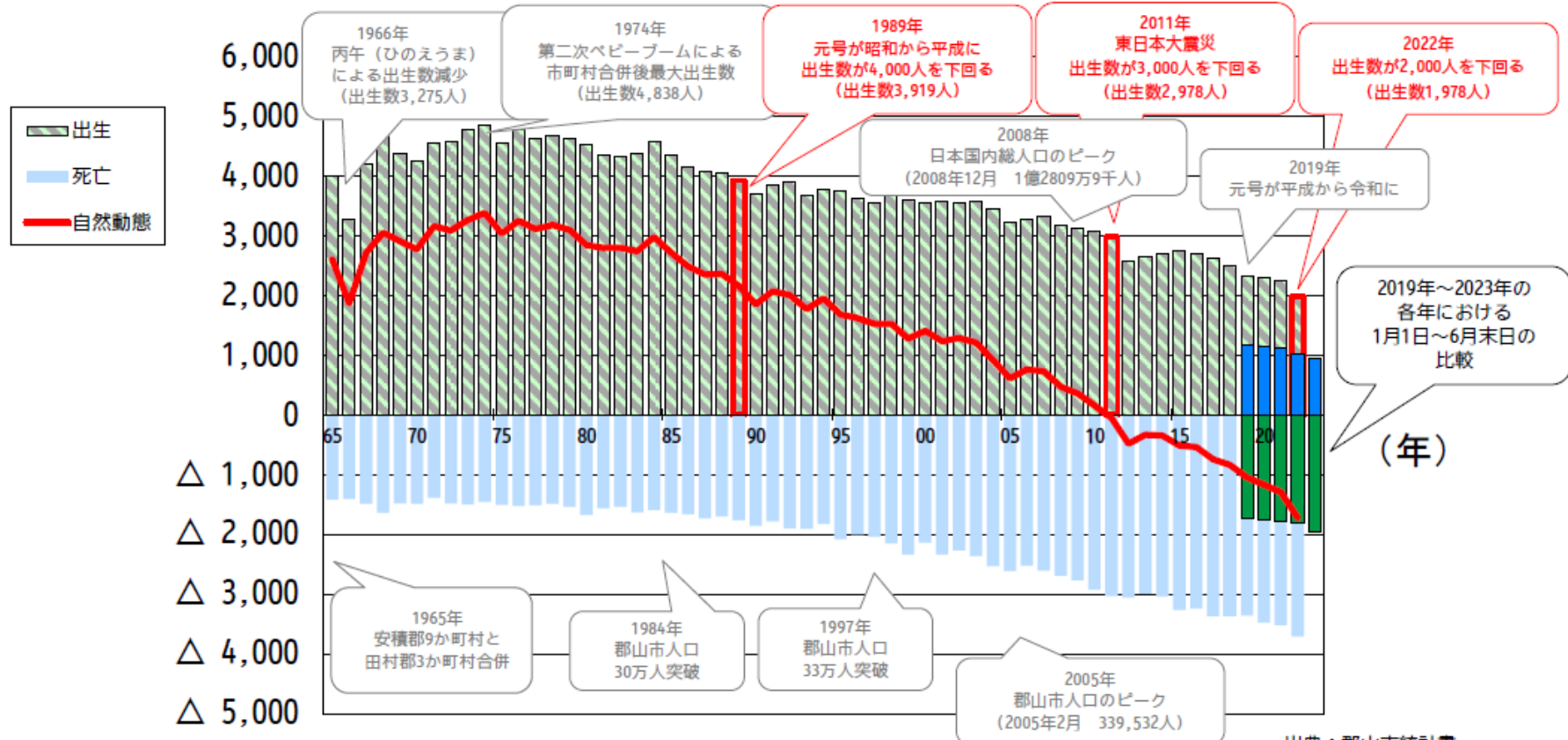
$$\text{【出生率(\%)】} = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{毎年10月1日現在の現住人口}} \times 1,000$$

※乳幼児:毎年3月31日時点で0歳から6歳の者

※婚姻届出数:郡山市に届出のあった件数

自然動態の推移

(人)

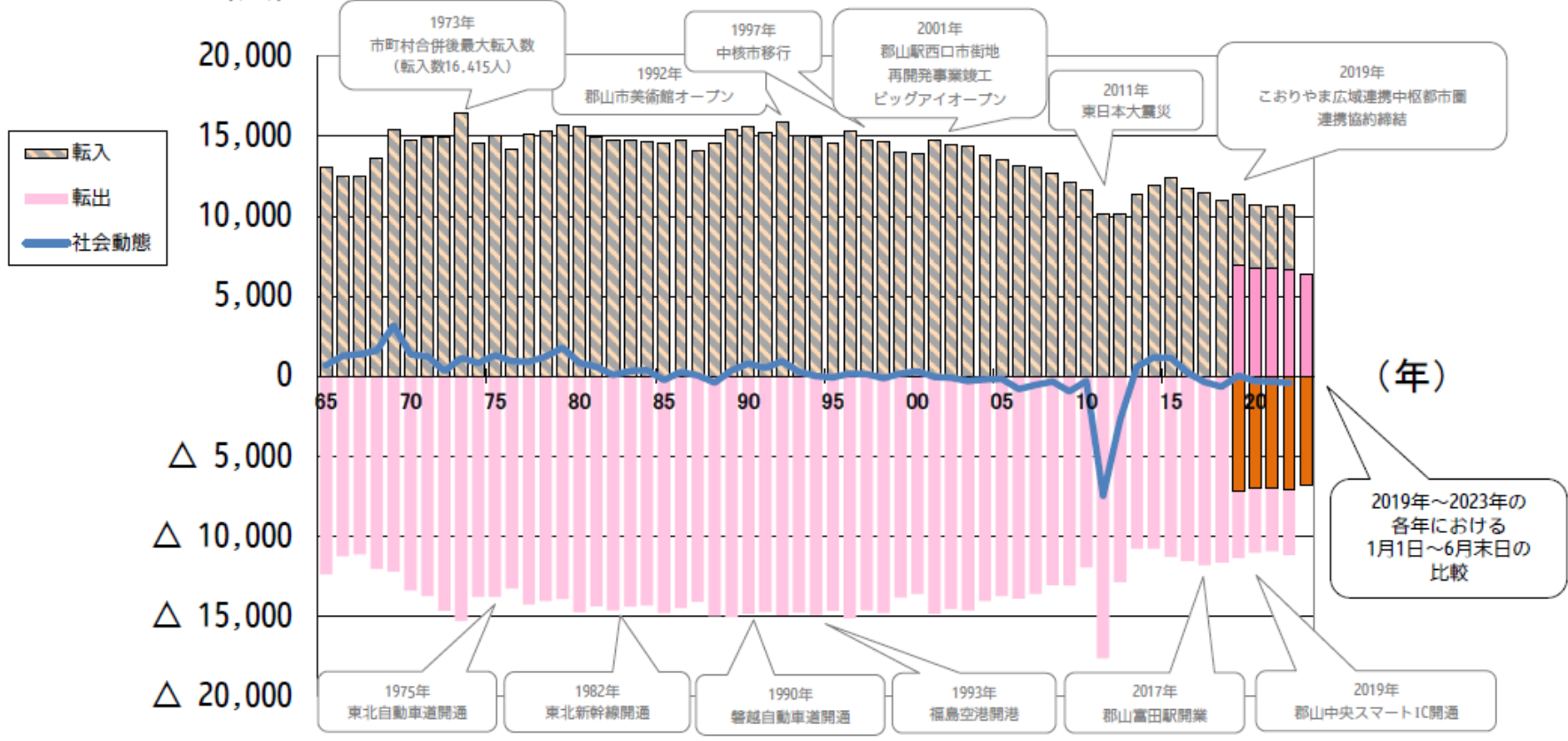


(年)

出典：郡山市統計書
総務省統計局「人口推計」

社会動態の推移

2023/7/1
政策開発部政策統計課

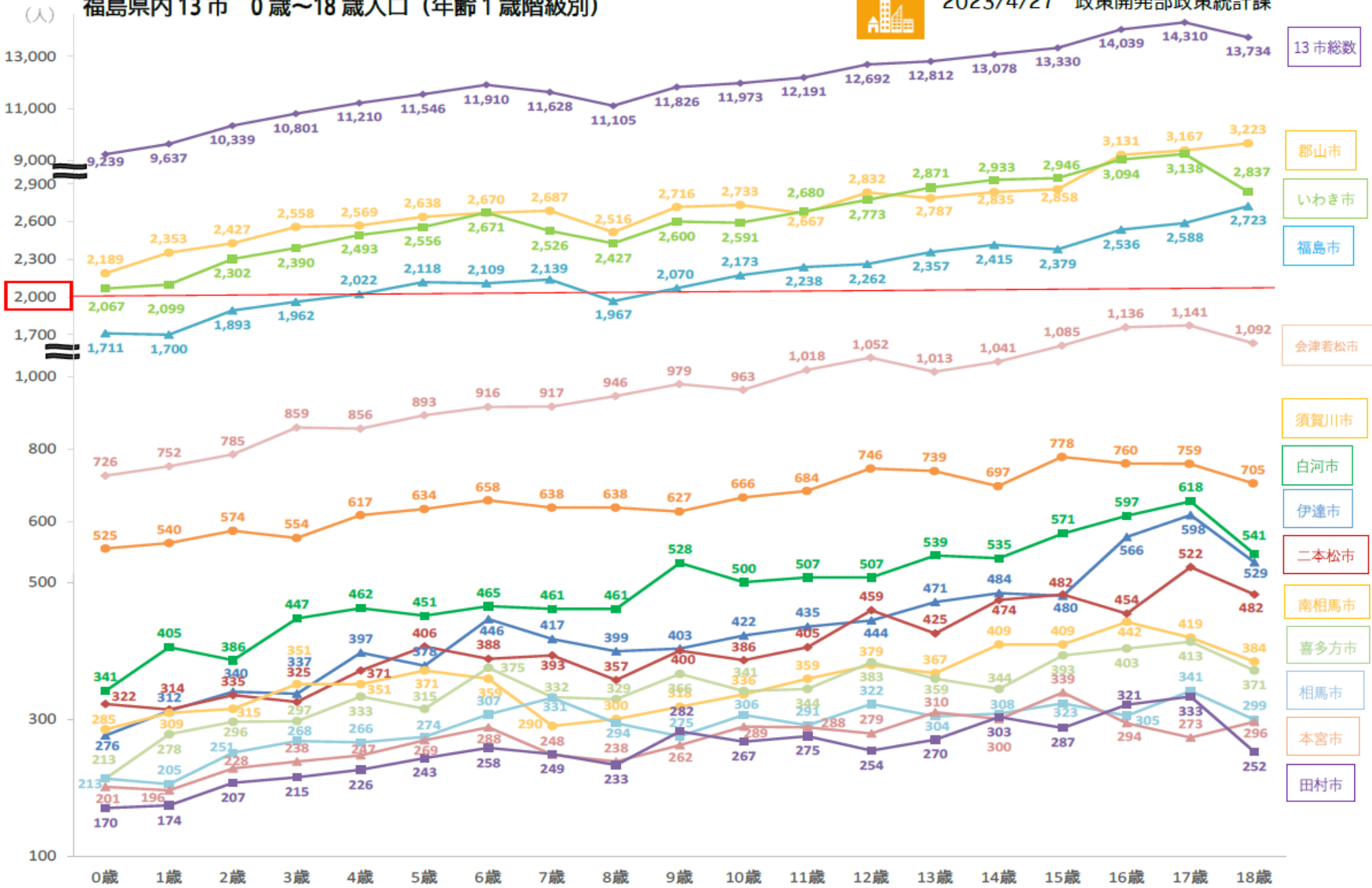


出典：郡山市統計書

福島県内13市 0歳~18歳人口 (年齢1歳階級別)

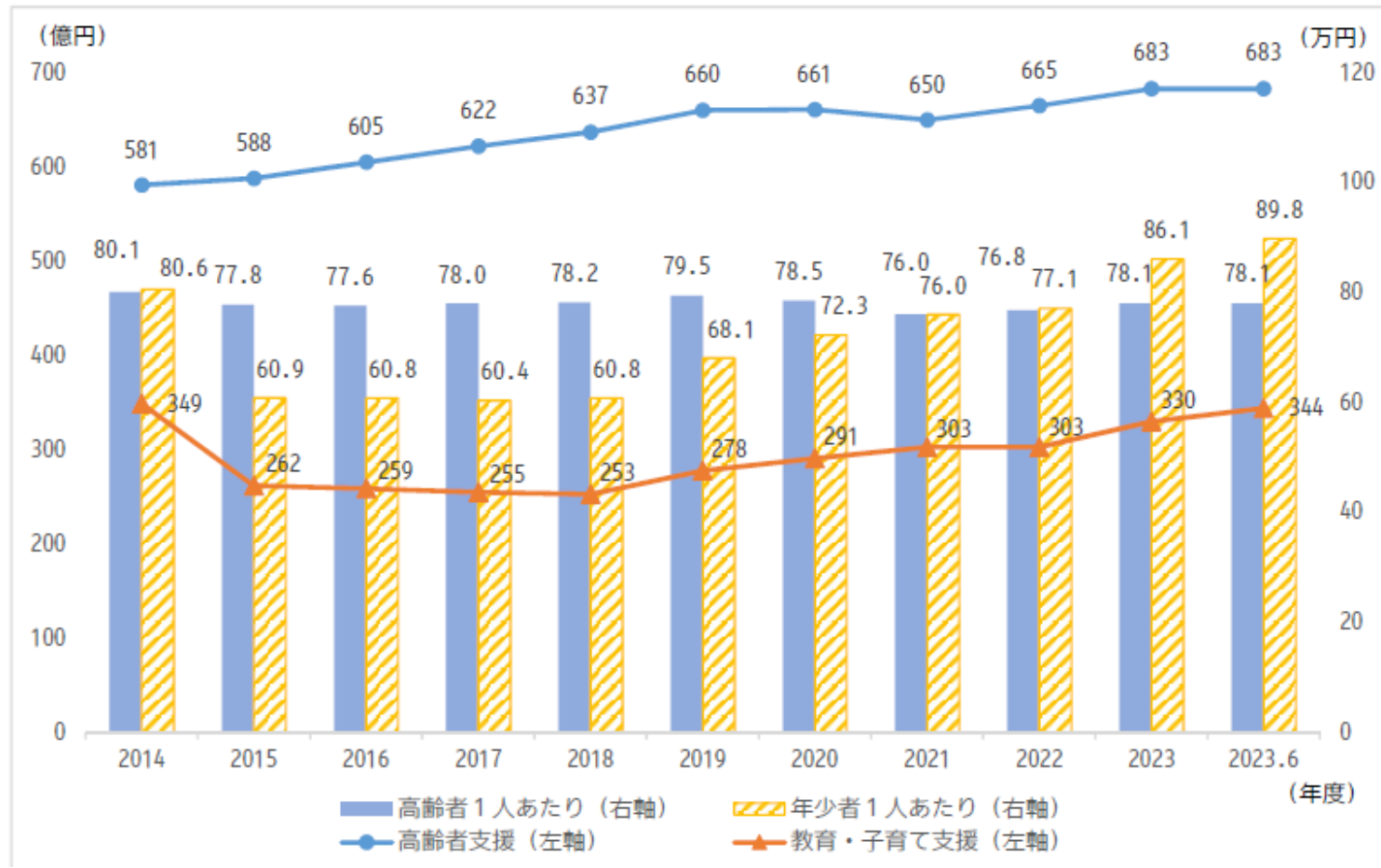


2023/4/27 政策開発部政策統計課



出典:2020年10月1日現在 国勢調査

○郡山市の高齢者支援及び教育・子育て支援施策に係る予算の推移



[注釈]

◆高齢者支援施策

老人福祉費、後期高齢者健康診査事業費、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の予算額の合計に福島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療費決算額（郡山市被保険者分）を加算

※2023年度、2022年度は2021年度の後期高齢者医療費決算額を用いて推計

◆教育・子育て支援施策

児童福祉費、教育総務費、小中学校費、保健衛生費のうち母子保健推進活動費、母子医療対策事業費の予算額の合計

◆1人あたりの経費

それぞれの経費を各年1月1日の年少人口（14歳以下）、老年人口（65歳以上）で除した数値

[分析]

◆2023年度予算増減の主な要因（2022年度当初予算との比較）

・高齢者支援施策

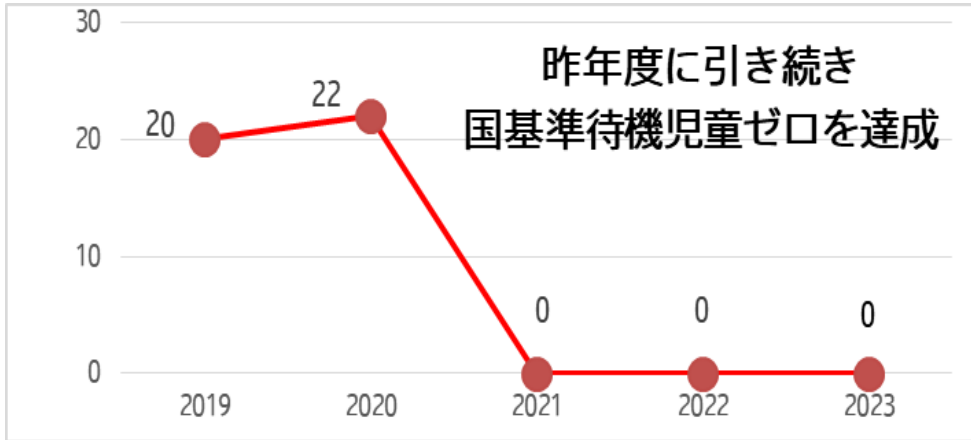
老人福祉費6.5億円の増（介護保険事業費、後期高齢者医療事業費などの増）
 介護保険特別会計16.1億円の増（地域密着型介護サービス給付費など各種給付費の増）
 後期高齢者医療特別会計1億円の増（広域連合給付金などの増）

・教育、子育て支援施策

小中学校費21.5億円の増（小・中学校給食費全額公費負担、小学校長寿命化改修事業費の増）

児童福祉費17.6億円の増（障害児給付費、施設型・地域型保育給付費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金、児童施設環境整備費などの増）

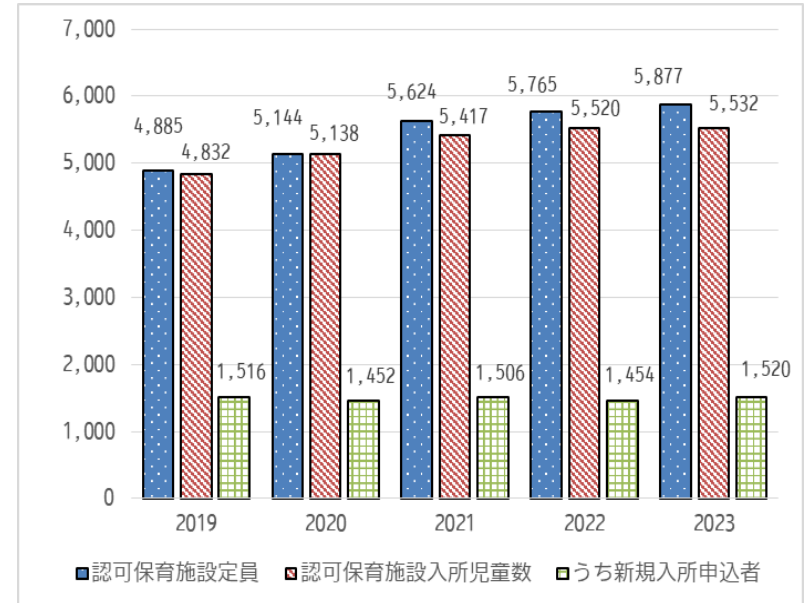
国基準待機児童数（2023年4月1日現在）



2023年4月における施設種類別入所率

種別	施設数	定員	入所者	入所率 (%)
公立保育所	25	2,000	1,793	89.7
民間認可保育所	34	2,458	2,394	97.4
小規模保育事業所	19	358	342	95.5
事業所内保育事業所	3	200	130	65.0
認定こども園	8	861	873	101.4
合計	89	5,877	5,532	94.1

保育所入所児童数及び新規入所申込者数の推移



② ベビーファースト運動への参画について

公益社団法人日本青年会議所の「ベビーファースト運動」の趣旨に賛同し、郡山市は「ベビーファースト運動」へ参画します。

【概要】

「ベビーファースト運動」とは、子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現するための運動です。企業や行政がみんなで赤ちゃんを育てていく優しい社会を目指し、公益社団法人日本青年会議所が全国的に展開しています。

【郡山市の活動宣言】

「郡山市は全力で子育て応援中！」

市民の皆様、事業者、郡山市などが一体となり、地域ぐるみで、子どもが安心して生まれ、育つまちづくりを目指します。郡山市でも、全庁的に子育て応援に取り組んでまいります。

【郡山市のアクションプラン】

- ①子どもの成育段階に応じた子育てを支援します。
- ②子どもが安心して生まれ、育つまち郡山を実現します。
- ③若い世代の希望実現を応援します。

郡山市の3つのアクションプランに基づく、具体的な行動は、次のページに掲載しています。



●市ウェブサイト（右側のQRコードより閲覧できます）
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/44897.html>



郡山市のアクションプランに基づく具体的な事業は下記のとおりです。

I 子どもの成育段階に応じた子育て支援

新 新規事業 **拡** 拡充事業

地域ぐるみでの子育てサポートの充実

- 新** 【事業者】 ベビーファーストハード整備支援事業
- 新** 【市民等】 ベビーファースト活動支援事業
- 新** 【団体等】 子どもの居場所づくり支援事業
- 【団体等】 ファミリーサポートセンター事業 **広** 広域圏
- 【事業者】 病児病後児保育事業

子育てに関する経済的な支援

- 新** ベビーファースト給付金事業（伴走型相談支援）
- 新** 低所得者妊婦への初診補助
- 子ども医療助成事業
- 児童手当事業
- 保育料無料化・軽減等事業

誰一人取り残さない健やかな成長 **SDGs**

- 新** 公共施設おむつ交換台設置事業
- ヤングケアラー啓発事業
- 養育費の公正証書等作成に係る支援事業
- 医療的ケア児保育支援事業
- 障害児保育補助事業

II 子どもが安心して生まれ、育つまち郡山を実現

妊娠・出産・育児不安解消等への支援

- 新** 子育て世帯訪問支援事業（家事・育児支援）
- 子育て世帯包括支援センター事業
- 産後ケア事業（デイケア等（授乳・沐浴指導））
- 妊婦出産包括支援事業（乳幼児家庭全戸訪問等）
- LINE子ども・子育て相談事業

ひとり親世帯へのさらなる支援

- 新** 子どもの生活・学習支援事業
- ひとり親世帯家賃・家賃債務保証料減額事業
- 児童扶養手当事業
- ひとり親家庭医療助成事業



III 若い世代の希望実現を応援

少子化

※保育所・放課後児童クラブの充実

婚活から結婚新生活までまるごと応援

- withコロナ婚活支援事業 **広** 広域圏
- 拡** 結婚新生活支援事業



多胎児、多子世帯への支援

- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- 多胎妊婦検診・交流会事業
- 多子世帯保育料軽減事業



放課後児童クラブ

- 新** 指定管理制度への移行（2024年～）
- 放課後児童クラブ事業
- 民間放課後児童クラブ補助事業

保育所 量の確保から質の向上へ

- 保育士・保育所支援センター事業
- 新** 保育の質向上プロジェクト研修業務委託事業
- 新** 要支援児童等対応推進事業
- 保育所DX推進事業（登降園管理等）

子育て中の保育士を応援

- 新** 認可保育施設保育士保育料減免事業 **【歳入】**
- 補助事業 **【歳出】**



(こども部 重点施策2023)

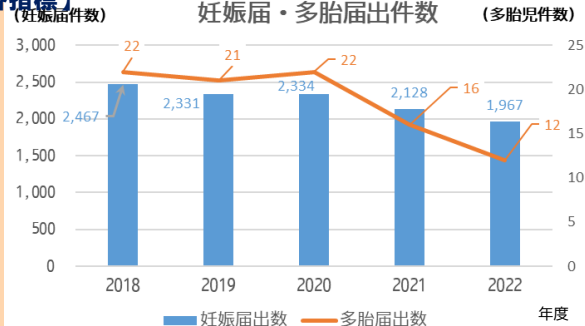
1 国及び経済の動向

- (1)経済財政運営と改革の基本方針 (2022.6.7閣議決定)
 - 結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた取組
 - 安全・安心に成長できる環境の提供 ○誰一人取り残さない健やかな成長
- (2)新しい資本主義のグランドデザイン (同日閣議決定)
 - こども家庭庁によるこども施策の推進 ○子育て世代の住居費・ヤングケアラー支援
 - 保育・放課後児童クラブの充実 (社会全体で子育てを推進)
- (3)デジタル田園都市国家構想基本方針 (同日閣議決定)
 - デジタル技術を活用した子育て支援

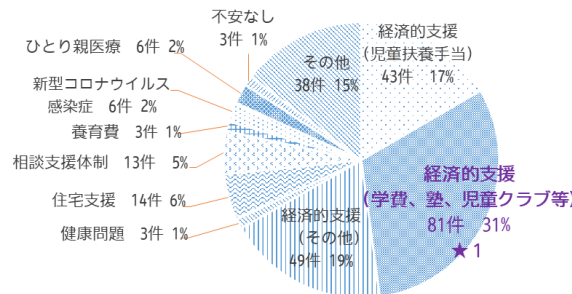
2 本市の状況

- (1)「郡山市は全力で子育て応援中！」を宣言 (2022.7.25)
 - ベビーファースト運動の趣旨に賛同し、市民、事業者、行政が地域ぐるみで支援
 - I 子どもの成育段階に応じた子育て支援**
 - II 子どもが安心して産まれ、育つまち郡山を実現**
 - III 若い世代の希望実現を応援**
- (2)組織改編 (2022.11.1) ヤングケアラー・シングルペアレントを含む子育て世帯に対する包括的な支援体制強化のため、こども部を4課体制に拡充

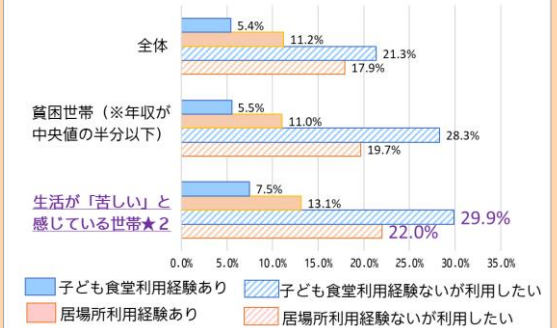
【各指標】



ひとり親世帯等意向調査の自由意見・要望



居場所 (子ども食堂等) への子どもの利用意向



I 子どもの成育段階に応じた子育て支援

少子化

新 新規事業 拡 拡大事業

予算単位：千円、()は2022年度当初予算

地域ぐるみでの子育てサポートの充実

新【事業者】ベビーファーストハード整備支援事業	1,000
新【市民等】ベビーファースト活動支援事業	1,500
新【団体等】子どもの居場所づくり支援事業★2	1,500
【団体等】ファミリーサポートセンター事業	9,730 (9,395)
【事業者】病児病後児保育事業	61,758 (70,460)

子育てに関する経済的な支援

新 ベビーファースト給付金事業 (伴走型相談支援)	246,988
新 低所得者妊婦への初診補助	4,895
こども医療助成事業	1,417,680 (1,417,367)
児童手当事業	4,664,310 (4,799,380)
保育料無料化・軽減等事業	24,247 (23,971)

誰一人取り残さない健やかな成長

新 公共施設おむつ交換台設置事業	2,200
ヤングケアラー啓発事業	452 (421)
養育費の公正証書等作成に係る支援事業	609 (531)
医療的ケア児保育支援事業	16,168 (16,167)
障害児保育補助事業	70,727 (57,798)

II 子どもが安心して産まれ、育つまち郡山を実現

少子化

妊娠・出産・育児不安解消等への支援

新 子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児支援)	1,055
子育て世帯包括支援センター事業	1,364 (1,215)
産後ケア事業 (デイケア等 (授乳・沐浴指導))	4,926 (4,249)
妊娠出産包括支援事業 (乳幼児家庭全戸訪問等)	8,861 (17,875)
LINE子ども・子育て相談事業	1,650 (1,650)

ひとり親世帯へのさらなる支援

新 子どもの生活・学習支援事業★1	10,275
ひとり親世帯家賃・家賃債務保証料減額事業	24,719 (18,709)
児童扶養手当事業	1,359,924 (1,393,417)
ひとり親家庭医療助成事業	61,351 (60,991)

※保育所・放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ

新 指定管理料 (債務負担行為)	1,930,659 (3年間)
放課後児童クラブ事業	125,986 (87,353)
民間放課後児童クラブ補助事業	180,585 (161,312)

III 若い世代の希望実現を応援

少子化

婚活から結婚新生活までまるごと応援

withコロナ婚活支援事業	513 (763)
婚活新生活支援事業	64,025 (21,006)

多胎児、多子世帯への支援

産前・産後ヘルパー派遣事業	1,451
(1,395) 多胎妊婦検診・交流会事業	444 (645)
多子世帯保育料軽減事業	17,379 (18,782)

保育所 量の確保から質の向上へ

保育士・保育所支援センター事業	175,469 (171,673)
新 保育の質向上アポイント研修業務委託事業	4,759
新 要支援児童等対応推進事業	2,229
保育所D-X推進事業 (登降園管理等)	31,676 (19,895)

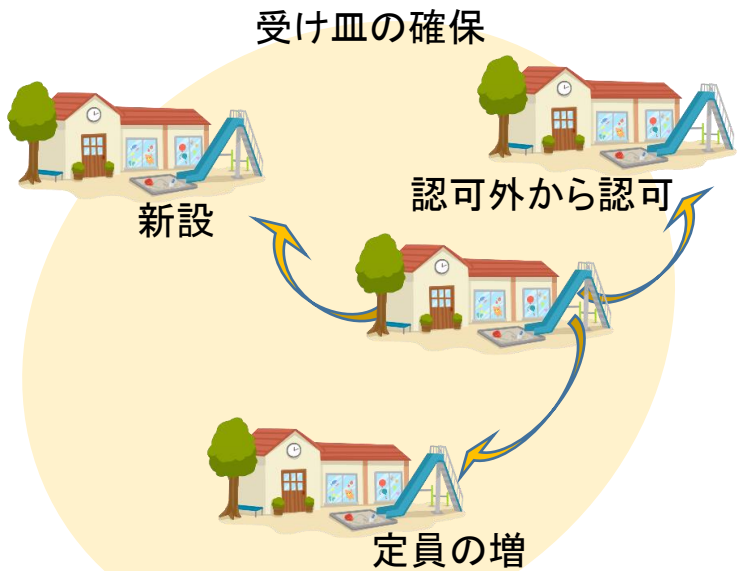
子育て中の保育士を応援

新 認可保育施設保育士保育料減免事業	【歳入】17,940
補助事業	【歳出】6,900

③ 保育・幼児教育ビジョンについて

転換点を迎えた保育行政

これまで **量の確保**に注力



転換点

現在

持続可能かつ
質の高い保
育・幼児教育を
目指す



保育・幼児教育
ビジョン策定

今後

質の向上

UP



郡山市保育・幼児教育ビジョン

2021年11月策定

～持続可能かつ質の高い保育・幼児教育を目指します～

ビジョン概要 **基本理念** : 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

保育・幼児教育の現状と課題

全国的な動向

- 人口減少と少子高齢化
- 女性の就業率の上昇
- 特別な配慮を必要とする児童の増加
- 保育者の不足

郡山市の課題

- 多様なニーズへの対応
- 特別な支援を要する児童等への対応
- 保育人材確保と負担軽減
- 待機児童ゼロの継続
- 公立保育所老朽化への対応
- 需要減少を見据えた施設配置
- 感染症や災害への対応
- 保育者の資質維持向上

基本的な視点 子どもの最善の利益 将来を見据えたバックキャスト
SDGs セーフコミュニティ こおりやま広域圏

基本方針と取り組みの方向性

基本方針 1

保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整備

- 保育者の就業環境改善
- 保育士・保育所支援センターの機能強化
- 研修機会の確保
- 施設や保育者のネットワーク構築
- バックキャストの視点による就学に向けた支援

基本方針 2

多様な保育・幼児教育ニーズへ対応

- 特別な支援が必要な児童・保護者への支援
- 医療的ケア児への支援
- 病児保育事業の拡充
- 延長保育事業の拡充・休日保育の検討
- 広域利用の検討

基本方針 3

施設の適正配置に取り組む

- 公立保育所の機能強化
- 必要な保育・幼児教育の確保
- 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置

基本方針 4

非常時(災害・コロナ感染症等)に強い体制の構築

- 非常時の協力体制構築
- 災害対応にかかわる計画策定の支援
- 施設の危機管理体制強化
- ニューノーマルへの対応支援

基本方針1をベースとして基本方針2～4を展開

④ 国の「こども未来戦略方針」について

こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁とは？

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、少子化対策の「加速化プラン」の具体的な施策として、「児童手当の拡充」や「出産等の経済的負担の軽減」、「医療費等の負担軽減」などが盛り込まれている。

また、同プランの中で「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が下記のとおり示されている。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

「こども未来戦略方針」

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための

「こども未来戦略」の策定に向けて ～

令和5年6月13日

首相官邸ウェブサイト
(右側のQRコードより閲覧できます)



ご清聴ありがとうございました。